笠岡市発注工事における現場代理人取扱要領

１　趣旨

この要領は，笠岡市が発注する建設工事における現場代理人の適切な配置を推進し，もって工事の適正な施工体制の確保を図るため，現場代理人の資格要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定める。

２　現場代理人の資格要件

(1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（健康保険被保険者証の写し等で確認を行う。）

(2) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条第２号又は第１５条第２号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

３　工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は，契約工期が基本であるが，次の期間については，監督員と現場代理人との間で工事打合せ簿等の書面で明確にしていれば工事現場への常駐を要しないものとする。

なお，この場合においても，受注者は，監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

(1) 請負契約の締結後，現場事務所の設置，資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間

(2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間

(3) 工事完成後，検査が終了し，事務手続及び後片付け等のみが残っている期間

(4) 橋梁，ポンプ，ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間

４　常駐緩和（兼務）の取扱い

発注者は，下記(1)又は(2)に該当する場合には，現場代理人の兼務を認めるものとする。

受注者は，現場代理人を兼務しようとする場合，発注者に現場代理人兼務届（別紙）を提出すること。

(1) 次の①～④全ての要件を満たす場合

①　兼務することとなる工事（国又は県，他市町村が発注する工事を含む。）の件数が３件以内（平成３０年７月豪雨災害による災害復旧工事等が含まれる場合は５件以内）であること。なお，諸経費調整対象工事は，複数件であってもこれを１件とする。ただし，諸経費調整による変更請負金額が４,５００万円（建築一式工事については，９,０００万円）未満のものに限る。

②　兼務することとなる工事の当初請負金額が４,５００万円（建築一式工事について

は，９,０００万円）未満であること。

③　それぞれの工事現場が，笠岡市内の場合は市内全域，または，笠岡市が構成員となっている一部事務組合あるいは企業団管内の場合は工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度にあり，かつ，監督員と常時連絡可能な体制を確保し，自家用船，あるいはチャーター船等の利用も含め，監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

④　兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

(2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で，笠岡市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合。なお，この場合は，複数件であっても１件とみなすものとする。

５　国又は県，他市町村が発注する工事等との常駐緩和（兼務）の取扱い

(1) 国又は県，他市町村が発注する工事の現場代理人が新たに笠岡市発注工事の現場代理人を兼務する場合において，４の(1)の要件を満たし，かつ，当該国又は県あるいは他市町村の権限のある者の承諾を得た場合は，兼務を認めるものとする。また，笠岡市発注工事の現場代理人が新たに国又は県，他市町村の発注する工事の現場代理人を兼務する場合において，新たな発注団体等の兼務条件を満たし，さらに４の(1)の要件を満たす場合は，兼務の承諾を行うものとする。

６　常駐緩和（兼務）要件を満たさなくなった場合等の取扱い

(1) ４の(1)の要件を満たさなくなった場合は，兼務を認めないものとする。

(2) 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した工事との新たな兼務は認めない。また，既に兼務している工事において安全管理不徹底及び現場体制不備により事故が発生した場合は，兼務を認めないものとする。

(3) 上記(1)又は(2）により兼務を認めないこととされた場合において，受注者は速やかにどちらか一方の工事に別の現場代理人を選任し，発注者に届け出ることとする。

附　則

この要領は，平成２９年６月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成３０年１１月１日から施行する。

附　則

　この要領は，令和５年６月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は，令和７年６月１日から施行する。